

## 2019年労働組合基礎調査結果概要 ～ 宮城県の状態 ～

### 1 調査の概要

この調査は、厚生労働省が、労働組合及び労働組合員の産業、企業規模、加盟上部組合別の分布等、労働組合組織の実態を明らかにすることを目的に、我が国におけるすべての労働組合を対象として、昭和22年以降、毎年6月30日現在で実施しているものです。

県では、国の委託を受け、宮城県内の調査を実施し、今回その集計結果の概要を取りまとめました。

### 2 調査結果の概要

- 2019年の県内の労働組合数は1,089組合、労働組合員数は147,645人で、前年と比べて組合数は24組合（2.2%）減少し、組合員数は257人（0.2%）増加となりました。
- 推定組織率は13.1%で、前年を0.1ポイント上回りました。
- 産業別の労働組合員数は、卸売業、小売業が29,719人（20.1%）、製造業の24,656人（16.7%）、公務の14,839人（10.1%）の順となっています。

区 分		2019年	2018年	対前年比（%）
宮城県	労働組合数	1,089	1,113	△ 2.2 %
	労働組合員数(人)	147,645	147,388	0.2 %
	推定常用雇用者数(人)	1,125,616	1,134,694	△ 0.8 %
	推定組織率(%)	13.1	13.0	0.1 ポイント

注) 単位組織組合及び単一組織組合の下部組織である単位扱組合をそれぞれ1組合として集計。

単位組織組合とは … 規約上労働者が当該組織に個人加入する形式をとり、かつ、その内部に独自の活動を行い得る下部組織（支部等）を持たない労働組合をいう。  
例えば、1企業、1事務所の労働者だけで組織されている労働組合等。

単一組織組合とは … 規約上労働者が当該組織に個人加入する形式をとり、かつ、その内部に下部組織（支部等）を有する労働組合をいう。  
なお、このうち最下部の組織を「単位扱組合」、最上部を「本部」といい、単位扱組合の中間に当たる組織を「連合扱組合」という。

(1) 労働組合及び労働組合員の状況

2019年6月30日現在、本県における労働組合数は1,089組合で、前年に比べ24組合(2.2%)の減少となりました。組合員数は147,645人で、前年に比べ257人(0.2%)増加しました。

推定組織率は13.1%となり、前年を0.1ポイント上回りました。

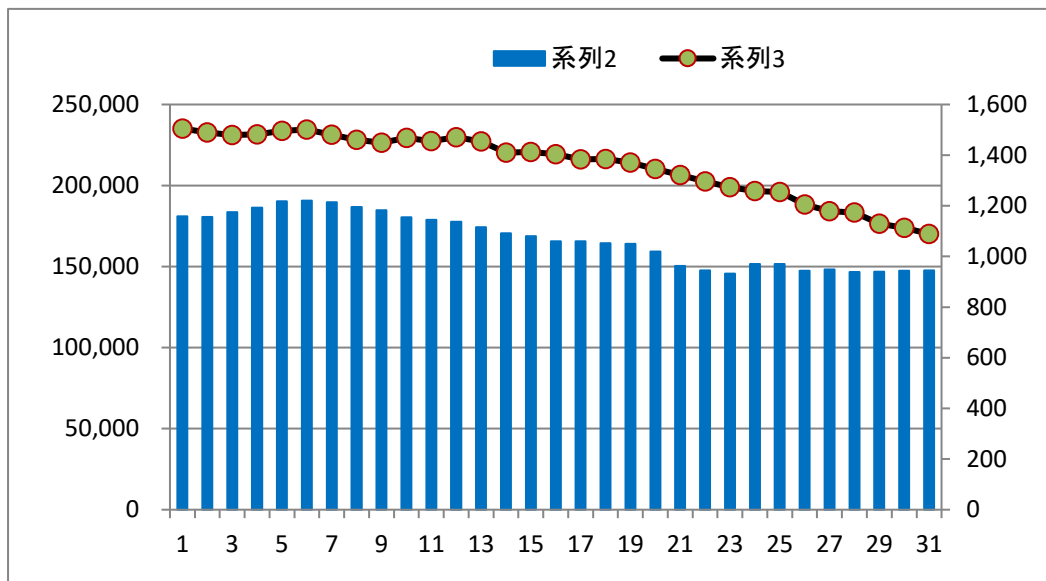
第1表 労働組合数、労働組合員数及び推定組織率の推移

年	労働組合数		労働組合員数		推定常用 雇用者数 千人	推定 組織率 %
	組合	対前年比 %	人	対前年比 %		
平成14年	1,410	△ 3.0	170,433	△ 2.3	904	18.9
平成15年	1,413	0.2	168,741	△ 1.0	871	19.4
平成16年	1,403	△ 0.7	165,588	△ 1.9	898	18.4
平成17年	1,383	△ 1.4	165,528	△ 0.04	891	18.6
平成18年	1,385	0.1	164,400	△ 0.7	869	18.9
平成19年	1,371	△ 1.0	163,938	△ 0.3	911	18.0
平成20年	1,346	△ 1.8	159,206	△ 2.9	902	17.6
平成21年	1,322	△ 1.8	150,417	△ 5.5	941	16.0
平成22年	1,296	△ 2.0	147,574	△ 1.9	926	15.9
平成23年	1,274	△ 1.7	145,582	△ 1.3	903	16.1
平成24年	1,258	△ 1.3	151,472	4.0	939	16.1
平成25年	1,254	△ 0.3	151,508	0.0	934	16.2
平成26年	1,205	△ 3.9	147,436	△ 2.7	960	15.4
平成27年	1,179	△ 2.2	148,134	0.5	1,099	13.5
平成28年	1,174	△ 0.4	146,671	△ 1.0	1,118	13.1
平成29年	1,129	△ 3.8	146,909	0.2	1,110	13.2
平成30年	1,113	△ 1.4	147,388	0.3	1,134	13.0
平成31年	1,089	△ 2.2	147,645	0.2	1,125	13.1

注1：推定組織率は、労働組合員数÷推定常用雇用者数により算出しているものです。

注2：推定常用雇用者数は、平成20年までは総務省統計局「事業所・企業統計調査」における常用雇用者数を、平成21年からは「事業所・企業統計調査」が廃止・統合された「経済センサス基礎調査」における常用雇用者数を、平成27年からは「経済センサス基礎調査」における従業者数を基礎に、毎月勤労統計調査の常用雇用者数の増減率を考慮して推定しているため、時系列での比較はできません。

第1図 労働組合数と労働組合員数の推移



## (2) 産業別の状況

労働組合数を産業別で見ると、卸売業、小売業の205組合(全体の18.8%)が最も多く、次いで、製造業の181組合(全体の16.6%)、運輸業、郵便業の172組合(同15.8%)等の順となっています。

前年に比べ、学術研究、専門・技術サービス業で3組合(8.1%)減など9業種で減少し、生活関連サービス業、娯楽業で1組合(16.7%)増など2業種で増加しました。

労働組合員数では、卸売業、小売業の29,719人(全体の20.1%)が最も多く、次いで製造業の24,656人(同16.7%)、公務の14,839人(同10.1%)等の順となっています。

前年に比べ、生活関連サービス業、娯楽業で210人(19.1%)増など6業種で増加し、農業、林業、漁業で22人(29.3%)減など11業種で減少しました。

第2表 産業別労働者数及び労働組合員数

産 業	労 働 組 合 数			労 働 組 合 員 数		
		対前年差	対前年比		対前年差	対前年比
	組合	組合	%	人	人	%
全 産 業	1,089	△ 24	△ 2.2	147,645	257	0.2
農 業, 林 業, 漁 業	4	0	0.0	53	△ 22	△ 29.3
鉱業, 採石業, 砂利採取業	3	0	0.0	289	0	0.0
建 設 業	57	△ 1	△ 1.7	14,311	△ 419	△ 2.8
製 造 業	181	0	0.0	24,656	561	2.3
電気・ガス・熱供給・水道業	23	0	0.0	4,990	83	1.7
情 報 通 信 業	37	0	0.0	5,680	6	0.1
運 輸 業, 郵 便 業	172	△ 5	△ 2.8	14,497	△ 198	△ 1.3
卸 売 業, 小 売 業	205	△ 4	△ 1.9	29,719	763	2.6
金 融 業, 保 険 業	70	△ 5	△ 6.7	12,251	△ 119	△ 1.0
不動産業, 物品賃借業	2	0	0.0	18	1	5.9
学術研究, 専門・技術サービス業	34	△ 3	△ 8.1	1,489	△ 19	△ 1.3
宿泊業, 飲食サービス業	6	0	0.0	3,418	△ 8	△ 0.2
生活関連サービス業, 娯楽業	7	1	16.7	1,309	210	19.1
教育, 学習支援業	43	△ 1	△ 2.3	3,516	△ 51	△ 1.4
医 療, 福 祉	61	1	1.7	6,468	△ 142	△ 2.1
複 合 サ ー ビ ス 業	40	△ 2	△ 4.8	6,365	△ 94	△ 1.5
サ ー ビ ス 業	36	△ 2	△ 5.3	2,080	△ 8	△ 0.4
公 務	98	△ 1	△ 1.0	14,839	△ 192	△ 1.3
分 類 不 能 の 産 業	10	△ 2	△ 16.7	1,697	△ 95	△ 5.3

注：「分類不能の産業」は、複数産業の労働者で組織されている労働組合及び産業分類が不明の労働組合です。

### (3) 企業規模別の状況

労働組合数を企業規模別で見ると、1,000人以上規模が459組合(全体の42.1%)と最も多く、次いで300~999人規模が152組合(同14.0%)、100~299人規模が151組合(同13.9%)、30~99人規模が128組合(同11.8%)、29人以下規模が51組合(同4.7%)となりました。

労働組合員数では、1,000人以上規模が78,274人(全体の53.0%)と最も多く、次いで300~999人規模が21,513人(同14.6%)、100~299人規模が11,048人(同7.5%)、30~99人規模が3,553人(同2.4%)、29人以下規模が567人(同0.4%)となりました。

第3表 企業規模別労働組合数及び労働組合員数

	労働組合数			労働組合員数		
		対前年差	対前年比		対前年差	対前年比
	組合	組合	%	人	人	%
総数	1,089	△ 24	△ 2.2	147,645	257	0.2
1,000人以上	459	△ 7	△ 1.5	78,274	△ 2,570	△ 3.2
300~999人	152	△ 9	△ 5.6	21,513	△ 79	△ 0.4
100~299人	151	△ 2	△ 1.3	11,048	△ 326	△ 2.9
30~99人	128	0	0.0	3,553	38	1.1
29人以下	51	△ 4	△ 7.3	567	△ 27	△ 4.5
その他	16	1	6.7	13,421	3,517	35.5
国営	132	△ 3	△ 2.2	19,269	△ 296	△ 1.5

注：「その他」は、複数企業の労働者で組織されている労働組合及び規模不明の労働組合です。